

第5 所有権移転関係

1 各筆明細

整理番号	所有権の移転を受ける者の氏名及び住所(A)					(氏名又は名称)					(住所)						
	所有権を移転する者の氏名及び住所(B)					(氏名又は名称)					(住所)						
所有権を移転する土地 (C)						所有権の移転の内容 (D)						利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権の 設定等に係る 当事者間の法 律関係 (E)	所有権を移転する土地の (B)以外の権原者等 (F)			備 考	
所 在		地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権 の登記 の有無	利用目的	所有権の 移転時期	対価 円	対価の支 払い方法	対価の支 払期限		引渡の時期	住所・氏名又は名称	権原の種類		同意印
大字	字		現況	登記簿													
この計画に同意する。																	
所有権の移転を受ける者										住所 (同上)							
所有権を移転する者										住所 (同上)							
所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権 その他の使用収益権を有する者										住所 (同上)							
										あっせん農業委員・推進委員							

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期間までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定めた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

(5) 所有権の移転登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、市の囑託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して定める。

(7) 法律関係の解除

譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) 所有権取得者の責務

譲受人乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市が協議して定める。

3 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		氏名又は名称		性別		年齢		農作業従事日数		日					
所有権の移転を受ける土地の面積 (A) m ²		所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²		所有権の移転を受ける者の主たる経営作目 (C)	所有権の移転を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			所有権野移転を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		所有権野移転を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		あっせん譲受簿候補者名簿		所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の明細	
					世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	登録 番号		登録 年月日
農地		農地			男	人	農業専従者	(人)	日人					別紙のとおり	
採草放牧地					女	人	農業補助者	主として農業に従事する者		(人)					
その他		採草放牧地						従として農業に従事する者		(人)					